

# 人間健康学部 人間健康学科

## ◆ 人間健康学部で取得できる教員免許状の種類と教科

免許状の種類	免許教科
中学校教諭一種免許状	保健体育
高等学校教諭一種免許状	保健体育

## ◆ 教職関係科目（自由科目）の履修制限単位

履修制限単位外で各学期16単位まで履修することができます。

※「教育実習事前指導」1単位・「教育実習（一）」2単位・「教育実習（二）」2単位は含まず。

## ◆ 教員免許状取得に必要な単位

免許状を取得するにあたっては、次の①～③の条件を充たす必要があります。

- ① 学士の資格を有する（学部を卒業する）こと
- ② 下記A～Dの所定の単位を修得すること

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b> 教科及び教科の指導法に関する科目	<b>D</b>				
文部科学省令に定める科目 8単位	教育の基礎的理解に関する科目等 中学3 1単位以上 高校2 7単位以上 ※必修科目の修得が条件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>C-1</b></td> <td style="text-align: center;"><b>C-2</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             各教科の指導法                              中学8単位以上                              高校4単位以上                              ※教科別に修得が必要                         </td> <td style="text-align: center;">                             教科に関する専門的事項                              20単位以上                              ※必修科目の修得が条件                              ※教科別に修得が必要                         </td> </tr> </table>	<b>C-1</b>	<b>C-2</b>	各教科の指導法 中学8単位以上 高校4単位以上 ※教科別に修得が必要	教科に関する専門的事項 20単位以上 ※必修科目の修得が条件 ※教科別に修得が必要	大学が独自に設定する科目 ※必修科目はなし (任意選択)
<b>C-1</b>	<b>C-2</b>						
各教科の指導法 中学8単位以上 高校4単位以上 ※教科別に修得が必要	教科に関する専門的事項 20単位以上 ※必修科目の修得が条件 ※教科別に修得が必要						

右の合計59単位の計算に含めません。



**B + C + D** の合計が59単位以上になるよう修得すること。

- ③ 介護等体験を終えること（中学校教諭免許状取得の場合のみ）

小学校または中学校教諭普通免許状取得申請にあたっては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護等体験を行い、体験先機関が発行する証明書が必要となります。

（注）介護等体験は、3年次以上で実施します。事前指導に出席することが必須条件となります。

**A**～**D** の科目の詳細は、以下を参照してください。

### **A** 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

文部科学省令に定める科目	法定単位	左記に対応する本学の授業科目	単位数	備考	(注1)
日本国憲法	2	日本国憲法	2		★
体育	2	健康・スポーツ科学実習 a (各種目)	1	「健康・スポーツ科学実習 a (各種目)」、「健康・スポーツ科学実習 b (各種目)」、「健康・スポーツ科学実習 c (各種目)」の3科目のうち、いずれか1科目を含めて、これら4科目より2単位以上を修得	
		健康・スポーツ科学実習 b (各種目)	1		
		健康・スポーツ科学実習 c (各種目)	1		
		スポーツと健康	2		
外国語コミュニケーション	2	英語 I a	1		
		英語 I b	1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	活用法を見聞するAI・データサイエンス	▲	▲の4単位を修得もしくは ◎の2単位を修得	
		活用法を体験するAI・データサイエンス	▲		
		基礎からの情報処理	◎		

(注1) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに★印の科目は、必ず修得すること。

**B 教育の基礎的理解に関する科目等**

[必修科目]

免許法施行規則第4・5条の科目名	左記科目に含めることが必要な事項	法定単位数		左記に対応する 本学の授業科目	本学の必修単位数		配当年次	備考	(注5)
		中	高		中	高			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	2	2	1		◇
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職概説	2	2	1		◇
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育制度論	2	2	2		◇
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			人権教育論	2	2	2		★
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			教育心理学	2	2	2		◇
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育論	1	1	3		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			カリキュラム開発論	2	2	3		
道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育の理論と方法	2	—	2	(注1)	
	総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法	1	1	3		
	特別活動の指導法			特別活動論	2	2	2		
	教育の方法及び技術			教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2	2	2		◇
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			生徒・進路指導論	2	2	3		
	生徒指導の理論及び方法			教育相談論	2	2	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導	1	1	3	(注2)	★
				教育実習（一）	2	—	3・4	(注1) (注3)	
	教職実践演習	2	2	教育実習（二）	2	2	4	(注3)	
				教職実践演習（中等）	2	2	4	(注4)	
合計		27	23		31	27	—		

(注1) 高等学校免許取得希望者が、当該科目を修得した場合は、その単位を「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができます。

(注2) 「教育実習事前指導」を履修する学期に、次年度教育実習受講資格取得見込みであることが必要です。

(注3) 「教育実習（一）」、「教育実習（二）」を履修するには、当該年度に卒業見込みであることが必要です。

(注4) 「教職実践演習（中等）」を履修する学期に、教員免許状を取得見込みであることが必要です。

(注5) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに「★印=すべて修得」「◇印=該当科目から2科目4単位以上修得」すること。

**C-1 各教科の指導法** ※ 取得希望免許教科に関するものを修得すること。

法令科目区分	授業科目	本学の必修単位数		配当年次	備考	(注1)
		中	高			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	保健体育科教育法（一）	2	2	2		★
	保健体育科教育法（二）	2	2	2		★
	保健体育科教育法（三）	2	—	3	(注2)	
	保健体育科教育法（四）	2	—	3	(注2)	

(注1) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに★印の科目は、必ず修得すること。

(注2) 高等学校免許取得希望者が、当該科目を修得した場合は、その単位を **C-2** 「教科に関する専門的事項」の単位に算入することができます。